「その他業務委託」における最低制限価格制度の導入及び算定方法

並びにその運用について

著しく低い価格で落札した場合には、円滑な業務遂行に支障をきたすこと、又は完了期限の遅れや成果品における品質低下の恐れが懸念されることから、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策を図るため、当町が発注する「その他業務委託」において、最低制限価格制度を導入します。

1. 対象業務

入札に付する「建設工事に係る業務委託(建設コンサルタント業務、建築(設備)設計業務、補償コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務)」以外の業務(以下「その他業務委託」という。)

2. 最低制限価格の算定方法

(1) その他業務委託

予定価格に10分の6を乗じて得た額

(予定価格×0.6)

(2) 上記により算出した額において、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を以て最低制限価格とする。

3. 適用日

令和元年7月1日以降に指名競争入札執行通知を行う「その他業務委託」より適用。

4. 最低制限価格及び予定価格の公表

令和元年7月1日以降に指名競争入札執行通知を行った「その他業務委託」の入札執行において、<u>落札者が決定した場合に限り、入札結果と併せて事後公表</u>する。

5. その他

本文中における「最低制限価格」及び「予定価格」については、「消費税及び地方消費税相当額を含まない額」である。